

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 佐世保市 外1名

### 第3準備書面

平成30年6月21日

長崎地方裁判所 佐世保支部 民事部合議係 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅 司

弁護士 藤井 大 祐



上記当事者間の御庁平成29年（ワ）第24号事件について、被告佐世保市は、下記のとおり口頭弁論を準備する。

#### 記

- 1 原告らは、その第7準備書面において、利水面に関し、長崎地方裁判所平成27年（行ウ）第4号石木ダム事業認定取消請求事件における提出書面を援用し、要旨、①平成24年度水需要予測は、客観的根拠に欠け、その後の実績とかけ離れた過大な需要予測であり、②慣行水利権を保有水源から除外するのは相当ではないから、石木ダム建設の必要性はないと主張する。
- 2 この点、原告らには、そもそも被保全権利侵害の事実が認められないことはこれまで被告佐世保市において主張してきたとおりであり、これ以上に議論を要するものではない。  
また、原告らの上記主張は、土地収用法に基づく事業認定、水道法に基づく認可等の法制度そのもの対象としており、これは別件の行政事件で争うべきことであって、本件訴訟において差止の根拠とすべきものでもない。

3 なお、念のために背景事情として若干言及するに、設計指針（丙3）に基づき策定された平成24年度水需要予測の予測手法は合理性を有する。

即ち、平成24年度水需要予測がその後の実績を上回ったとしても、そもそも水需要予測は負荷率・安全率を考慮して算定されていることや、非常時の対応に備えた危機管理水量を含めていることなどからすれば、実績値が水需要予測を下回ることはむしろ十分に想定されることであり（なお、丙4・18頁以下参照）、予測が実績を上回ったからといって、直ちにダム建設の必要性が否定されるかのごとき原告らの主張は、飛躍があるものと言わざるを得ない。

さらに、佐世保市の慣行水利権が水道事業計画において保有水源に含まれていないことは、水道法の規定に基づいたものである上、実質的にも、慣行水利権を安定水源と同等のものと評価することはできないのであり（なお、丙4・39頁以下参照）、原告らの主張は理由がない。

以上